

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則
新旧対照表

令和5年（2023年）3月31日
横須賀市都市部建築指導課

旧	新
<p>(災害配慮基準)</p> <p>第3条の2 法第6条第1項第4号に掲げる基準に適合することとは、認定対象住宅が次に掲げる区域以外の区域に建築するものとする。</p> <p>(1) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域</p> <p>(2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域</p>	<p>(災害配慮基準)</p> <p>第3条の2 法第6条第1項第4号に掲げる基準に適合することとは、認定対象住宅が次に掲げる区域以外の区域に建築されることとする。</p> <p>(1) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域</p> <p>(2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)(以下、「土砂法」という。)第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域内に限る。)</p> <p>(3) 土砂法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域</p>